

健康福祉審議会障害者分科会資料

平成 2 9 年 6 月 2 9 日

資料4

第5期障害福祉計画等に係る 国の基本指針の見直しについて

第 5 期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(厚生労働大臣告示)

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成 29 年 3 月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して 3 か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間は H30～32 年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標 (計画期間が終了する H32 年度末の目標)

- ① 施設入所者の地域生活への移行
 - ・ 地域移行者数 : H28 年度末施設入所者の 9 % 以上
 - ・ 施設入所者数 : H28 年度末の 2 % 以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
 - ・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置
 - ・精神病床の1年以上入院患者数：14.6万人～15.7万人に
（H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減）
 - ・退院率：入院後3ヵ月69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
（H27年時点の上位10%の都道府県の水準）

- ③ 地域生活支援拠点等の整備
 - ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

- ④ 福祉施設から一般就労への移行
 - ・一般就労への移行者数：H28年度の1.5倍
 - ・就労移行支援事業利用者：H28年度の2割増
 - ・移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上

※ 実績を踏まえた目標設定

 - ・就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上（新）

- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】
 - ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
 - ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
 - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
 - ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（H30年度末まで）

4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 障害者の芸術文化活動支援
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等